【留意事項】

・下記内容をご確認の上、申請いただきますようお願いします。

・詳細については、交付要領をご確認ください。

期限後の申請は受付できませんので、申請期限を厳守してください。

申請後、概ね２週間経過しても本府より連絡がない場合は、申請未達の可能性がありますので、

必ず府に確認の連絡をしてください。２カ月以上経過後に連絡をいただいても、対応できない場合があります。

１.本補助金について

・本補助事業の対象となる医療機関は、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター等です。

・**令和２年度、令和３年度、令和４年度、令和５年４月１日～９月30日までに、本事業による補助を受けた医療機関は、個人防護具以外は対象外です。**

・補助事業完了後に、消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告する必要があります。また、仕入控除税額が発生した場合は、府に納付する必要があります。

・本補助金により取得した設備については、処分制限があります。

・本補助事業に関する書類は、事業完了後10年間保管する必要があります。

・本補助事業は国庫補助事業であり、会計検査の対象となります。

２.補助対象設備について

・補助対象設備は、類似症状患者を受け入れるために真に必要なもの（それがなければ類似症状患者の受入れが困難であるもの）を対象とします。

・予備や備蓄、設備更新を目的とするものは対象とできません。

・交付決定時と同じ内容の設備を購入してください。交付決定金額の範囲内であっても、交付申請時から内容に変更がある場合は、ご連絡ください。

・**消毒経費については、令和５年９月末をもって、補助を終了しました。**

■初度設備

・類似症状患者を受け入れるにあたり、令和５年度に病床を新設・増設された場合の増床部分について、類似症状患者を受け入れるために真に必要な初度設備の購入費が対象です。

■個人防護具

・**個人防護具の補助対象は、**「新型コロナウイルス感染症の令和５年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する**「対象期間」に使用するものに限ります。**

・個人防護具の対象はマスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドの６品目とします。

・救急・周産期・小児医療の各部門で使用するものを対象とするため、他診療科で使用するものとは区分し、申請してください。

■簡易診療室及び付帯する備品

・簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいいます。

・病院の改築工事は補助対象外です。

・前年度までに設置した簡易診療室や院内の診療室に対して、付帯する備品のみを申請することはできません。

・付帯備品は、簡易診療室と一体的に整備し、当該簡易診療室において類似症状患者を受け入れるに当たり必要かつ最小限のもののみを対象とします。

・特に高額な設備については、基本的にリースでの整備をご検討ください。

　■過年度に本事業で整備した設備の処分・撤去

・過年度に本補助事業で、購入・整備した設備について、補助対象期間内に処分・撤去される場合、処分・撤去に要する費用が補助対象となる場合があります。

※産業廃棄物の処理費用等は対象となりません。

※補助対象とする範囲を判断するため、処分の方法が分かる詳細な仕様書・見積書等を提出ください。

**処分の承認の要否の判断のため、処分をご検討の場合、ご一報ください。**

・本補助事業で整備した設備については、別に定める期間を経過する前に交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合、処分の承認が必要となります。

・今後、新型コロナウイルス感染症が再拡大することも考えられるため、別に定める期間を経過するまでは、財産処分を行うことなく維持されることを想定しています。

　　ただし、感染症法上の位置づけの変更などに伴い地域の医療提供体制が整備されることを理由に元々廃棄を予定していた設備を廃棄する場合（※）は交付の目的に反しておらず、承認は不要です。

※一部の医療機関しか新型コロナウイルス感染症に関する医療提供等ができなかった感染拡大時期に臨時で設置した施設・設備については、感染症法上の位置づけの変更に伴い地域の医療提供体制が整備されたことを理由に今後取り壊し等をすることも想定されます。